## 事業計画等の変更の認可申請の概要

申請者			申請者の概要	主な変更内容	変更予定 年月日
東	1	株式会社メッセム 代表取締役 岩淵 寛	設 立: 平成 14 年 4 月 25 日 住 所: 東京都港区虎ノ門三丁目 11 番 10 号コーポ赤澤 201 資本金: 270 万円 事 業: その他の道路貨物運送業、ソ フトウェア業	【信書便約款の変更】 ・3号役務の料金の変更 ・2号役務及び3号役務の大 きさ及び重量の変更	平成 29 年 12 月 1 日
東海	2	株式会社運転社 代表取締役 吉田 幸子	設 立:平成8年9月5日 住 所:岐阜県岐阜市六条大溝三丁目 8番15号 資本金:300万円 事 業:一般貨物自動車運送業、貨物 軽自動車運送業、他に分類されない事業サービス業(自動 車の運行管理委託業)	【事業計画、信書便約款及び 信書便管理規定の変更】 1号役務の追加、役務の追加 による引受けの方法の追加等	平成30年4月1日
畿	3	株式会社大和産業 代表取締役 廣池 正勝	設 立:昭和47年4月6日 住 所:大阪府堺市西区草部138番地 15 資本金:1,000万円 事 業:一般貨物自動車運送業、貨物 軽自動車運送業、機械器具小 売業(自動車、自転車を除 く)、他に分類されない事業 サービス業	【事業計画、信書便約款及び 信書便管理規定の変更】 1号役務の追加、役務の追加 による引受けの方法の追加等	平成30年1月1日

※1号役務:長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。

2号役務:信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務。 3号役務:国内において、その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務。